

事 務 連 絡  
令和6年10月31日

各 検 疫 所 御 中

健康・生活衛生局感染症対策部  
企画・検疫課検疫所管理室

海外での生肉の喫食による食中毒に対する注意喚起について（依頼）

海外渡航時に加熱が不十分な肉を喫食したことによる腸管出血性大腸菌感染症の発生が複数確認されていることから、健康・生活衛生局食品監視安全課及び当部感染症対策課から別添事務連絡により海外渡航者に対する注意喚起に関する依頼がありました。

つきましては、各検疫所におかれましても、別紙ポスターを用いて、海外渡航者に対する注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。